

全社児福発第412号  
平成22年2月2日

各母子生活支援施設 施設長 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会  
全国母子生活支援施設協議会  
会長 兜 森 和 夫  
(公印省略)

### 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」の 施行に係る米穀等の取引等の記録ならびに記録の保存について

児童福祉・母子福祉の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り深謝いたします。  
さて、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(以下、米トレーサビリティ法)に係る政令・省令が平成21年11月5日に公布されました。  
米トレーサビリティ法は、第2条第2項において「米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者」を「米穀事業者」と規定し、第3条から第6条において「米穀等(米穀等を原材料とする飲食料品(料理を含む))」の譲受け・譲渡し等に係る情報の記録、さらに第8条において一般消費者に対する産地情報の伝達を義務づけています。  
また、これらを怠った者、虚偽の記録を行った者については罰則が課せられます(第12条・13条)。  
このため、母子生活支援施設において、米穀を材料とした食事を反復継続的に利用者に提供している場合には「米穀事業者」として本法の対象となり、対応が必要となりますので、対象となる施設におかれましては下記により適切に対応されるようお願いいたします。

#### 記

- 「米穀事業者」に該当する母子生活支援施設  
「事業を行う者」に該当するかどうかについては、米穀等の提供を反復継続的に行っているかどうかによって判断されるものであるとされています(「米トレーサビリティ制度 Q&A～基本編～」問5(答)2による)。次表は母子生活支援施設が実施している事業(支援)ごとに該当の有無を整理したものです。参照してください。

事業(支援)の状況	米穀事業者 該当の有無	必要な対応
施設内保育を実施している (米穀を材料とした食事を反復継続的に児童に供している)	該 当	取引等の記録ならびに記録の保存 (通常3年間) <b>添付資料(3) 参照</b>
トワイライトステイ、ショートステイ を実施している (米穀を材料とした食事を反復継続的に児童に供している)	該 当	取引等の記録ならびに記録の保存 (通常3年間) <b>別紙資料(3) 参照</b>

<b>補助保育を実施している</b> (保育に欠ける場合に一時的に保育を実施し児童に米穀を材料とした食事を供しているが、回数・数量ともに一定しておらず、反復継続的な提供でない)	<b>非該当</b>	なし
<b>施設内行事で食事を提供している</b> (行事の回数、食事の数量ともに流動的であり、反復継続的な提供でない)	<b>非該当</b>	なし
<b>母親が食事をつくれないう場合、当該世帯の米穀等を使って料理支援を行っている</b> (米穀の購入消費者は利用者本人)	<b>非該当</b>	なし
<b>上記以外の施設独自の食事提供事業(支援)</b>	事業の実態により判断することが必要(反復継続的に提供する事業であるかがポイント)	

## 2 産地情報の伝達は不要

母子生活支援施設における米穀等の提供は施設利用者を対象にしており、広く一般消費者に対する提供ではないため、産地情報の伝達は不要です(「米トレーサビリティ制度 Q&A～基本編～」問5(答)3による)。

## 3 実施時期

- (1) 取引等の記録の作成、保存の義務化 → 平成22年10月1日施行
- (2) 産地情報の伝達 → 平成23年7月1日(母子生活支援施設は実施不要)

### 【添付資料】

- 1 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律、施行令、施行規則等3段表」
- 2 「米トレーサビリティ制度 Q&A～基本編～」
- 3 「米穀等取引記録簿(例示)」(データ(WORD)でお送りできます。事務局のメールアドレスにご連絡ください。)

※ 米トレーサビリティ制度の詳細については、農林水産省ホームページを参照してください。

→ [http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome\\_toresa/index.html](http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html)

### 【事務局】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会 担当：宮崎  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル  
TEL03-3581-6503 Fax03-3581-6509  
E-Mail : [boshi@shakyo.or.jp](mailto:boshi@shakyo.or.jp)

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律、施行令、施行規則等二段表

<p>米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律                  (平成二十一年四月二十四日)                  (法律第二十六号)</p>	<p>(目的)                  第一条 この法律は、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的とする。</p>
<p>米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行期日を定める政令                  (平成二十一年十一月五日)                  (政令第二百六十号)</p>	<p>米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令                  (平成二十一年十一月五日)                  (政令第二百六十一号)</p> <p>(米穀を原材料とする飲食料品)                  第一条 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める飲食料品は、次に掲げるものとする。                  一 米穀粉、米穀のひき割りしたもの及びミールその他米穀を農林水産大臣が定める方法により加工したもの(これらの調製食料品(次号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げるものを除く。))であつて、農林水産大臣が定める基準に該当するものを含む。                  二 米粟生地                  三 もち                  四 だんご                  五 米穀についてあらかじめ加熱による調理その他の調製をしたものであつて、粒状のもの(これを含む料理その他の飲食料品を含む。)                  六 米菓                  七 米こうじ</p>
<p>米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令                  (平成二十一年十一月五日)                  (財務省令・農林水産省令第一号)</p> <p>米穀等の産地情報の伝達に関する命令                  (平成二十一年十一月五日)                  (内閣府令・財務省令・農林水産省令第一号)</p> <p>米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第七条第四項の規定に基づく都道府県知事の報告に関する省令                  (平成二十一年十一月五日)                  (農林水産省令第六十一号)</p> <p>米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第七条第三項及び第四項の規定に基づく都道府県知事の報告に関する命令                  (平成二十一年十一月五日)                  (内閣府令・農林水産省令第十一号)</p> <p>米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第一条第一号の農林水産大臣が定める方法及び基準を定める件                  (平成二十一年十一月五日)                  (農林水産省告示第五百五十一号)</p>	<p>米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第一条第一号の農林水産大臣が定める方法及び基準を定める件                  (平成二十一年十一月五日)                  (農林水産省告示第五百五十一号)</p> <p>1 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令(以下「令」という。)(第一条第一号の農林水産大臣が定める方法は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。                  一 直接圧縮すること又は当該加工したものの全重量の三パーセント以下の結合剤を加えることにより、固めること。                  二 ロールにかけ、又はフレーク状にすること。                  三 穀を取り除き、真珠形にとう精すること。</p>
<p>(定義)                  第二条 この法律において「米穀等」とは、米穀及び米穀を原材料とする飲食料品(米穀並びに薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品を除き、料理を含む。以下同じ。))であつて政令で定めるものをいう。</p>	<p>(米穀を原材料とする飲食料品)                  第一条 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(以下「法」という。)(第二条第一項の政令で定める飲食料品は、次に掲げるものとする。                  一 米穀粉、米穀のひき割りしたもの及びミールその他米穀を農林水産大臣が定める方法により加工したもの(これらの調製食料品(次号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げるものを除く。))であつて、農林水産大臣が定める基準に該当するものを含む。                  二 米粟生地                  三 もち                  四 だんご                  五 米穀についてあらかじめ加熱による調理その他の調製をしたものであつて、粒状のもの(これを含む料理その他の飲食料品を含む。)                  六 米菓                  七 米こうじ</p>

八 清酒  
九 単式蒸留しようちゅう  
十 みりん

- 2 この法律において「米穀事業者」とは、米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者をいう。
- 3 この法律において「指定米穀等」とは、その流通及び消費の状況からみて、米穀事業者及び一般消費者がその購入等に際してその産地を識別することが重要と認められる米穀等として政令で定めるものをいう。

4 この法律において指定米穀等については「産地」とは、指定米穀等が米穀である場合にあってはその産地をいい、飲食料品である場合にあっては当該飲食料品の原材料である米穀の産地（飲食料品として輸入される指定米穀等であつてその原材料である米穀の産地が明らかでないものその他の主務省令で定める指定米穀等）にあっては、主務省令で定める事項（をいう）。

（取引等の記録の作成）

第三条 米穀事業者は、米穀等について譲受け又は他の米穀事業者への譲渡しをしたときは、主務省令で定めるところにより、その名称（指定米穀等にあつては、その名称及び産地）、数量、年月日、相手方の氏名又は名称、搬入又は搬出をした場所その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

（指定米穀等）  
第二条 法第二条第三項の政令で定める米穀等は、米穀（飼料用のものその他の食用に供しないものを除く。）及び前条各号に掲げるものとする。

四 薄く切ること。  
五 粗くひくこと。

2 令第一条第一号の農林水産大臣が定める基準は、米穀、小麦、大麦、はだか麦若しくはライ小麦の粉、ひき割りしたものの、ミール若しくはペレット（直接圧縮すること又は全重量の三パーセント以下の結合剤を加えることにより、固めたものをいう。）又はでん粉（加工でん粉を含む。以下この項において同じ。）の含有量の合計が当該調製食品の全重量の八十五パーセントを超え、かつ、米穀産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（はだか麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米穀産品が最大の重量を占めることとする。

（原材料である米穀の産地が明らかでない指定米穀等の産地）  
第一条 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（以下「法」という。）（第三条第一項（同条第二項の規定による読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。）  
一 書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて作成すること。  
二 特定輸入指定米穀等を原材料とする指定米穀等 当該特定輸入指定米穀等の原産地

（取引等の記録の作成方法）

第一条 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（以下「法」という。）（第三条第一項（同条第二項の規定による読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。）  
一 書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて作成すること。  
二 事務所、事業場又は店舗（以下「事務所等」という。）（ことに作成すること。ただし、主たる事務所その他の事務所等にお

いて一括して仕入れを行っていることに伴い当該事務所等において記録を一括して保存している場合その他の特別の事情がある場合であつて、記録を保存している事務所等に照会することにより、譲受け又は譲渡しをした事務所等において当該記録を速やかに確認することができる措置がとられているときは、当該措置に係る事務所等において譲受け又は譲渡しをしたときの記録は、一括して作成することができる。

三 米穀等の種類、取引をした期間その他の区分に応じて、分類又は整理した記録を作成すること。

四 返品その他の事由により次条第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更が生じたときは、遅滞なく、その内容に応じて適切に記録を変更すること。

2 法第三条第一項の規定による記録の作成に当たつては、米穀等の譲受けと当該米穀等（これを原材料とする米穀等を含む。）の譲渡しとの相互の関係が明らかになるよう努めるものとする。

(取引等の記録の記録事項)

第二条 法第三条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、記録が分類又は整理されており、当該事項が明らかである場合にあつては、第六号に掲げる事項に関する記録を作成することを要しない。

- 一 譲受け又は譲渡しをした米穀等の名称
- 二 譲受け又は譲渡しをした米穀等が指定米穀等（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百六十一号）第一条第三号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げるものであつて、一般消費者への販売用に包装され、又は一般消費者への販売用の容器に入れられたもののうち、当該包装又は容器に産地が表示されているものを除く。）である場合にあつては、その産地（米穀についてあらかじめ加熱による調理その他の調製をしたものであつて、粒状のもの（以下この号において「米飯類」という。）を含む料理その他の飲食料品にあつては、当該米飯類の産地に限る。）
- 三 譲受け又は譲渡しをした米穀等の数量
- 四 譲受け又は譲渡しに伴い当該米穀等の搬入又は搬出をした年月日（これにより難い場合にあつては、譲受け又は譲渡しをした年月日）
- 五 譲受け又は譲渡しをした相手方の氏名又は名称
- 六 譲受け又は譲渡しに伴い当該米穀等の搬入又は搬出をした場合にあつては、当該米穀等の搬入又は搬出をした事務所等その他の場所（これにより難い場合にあつては、譲受け又は譲渡しをした者のために搬入又は搬出をした他の者の氏名又は名称）
- 七 譲受け又は譲渡しをした米穀等が用途限定米穀（米穀の出荷

販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成二十一年農林水産省令第六十三号）第一条第一項に規定する用途限定米穀をいう。第五条第一項第八号において同じ。）である場合にあっては、その用途

2 前項第一号に規定する名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

3 第一項第二号に規定する産地の記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

一 産地が国内のものにあつては国内産である旨を、産地が外国のものにあつては当該外国が産地である旨を記録すること。ただし、産地が国内のものにあつては、国内産である旨の記録に代えて、当該産地の属する都道府県、市町村その他一般に知られている地名（第三号において「都道府県等」という。）が産地である旨を記録することができる。

二 産地である国が二以上ある場合にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記録すること。ただし、産地である国が三以上ある場合にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に二以上の産地を記録し、その他の産地をまとめて「その他」と記録することができる。

三 第一号ただし書の規定により都道府県等が産地である旨を記録する場合であつて、産地である都道府県等が二以上あるときは、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記録すること。ただし、産地である都道府県等が三以上ある場合にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に二以上の産地を記録し、その他の産地をまとめて「その他」と記録することができる。

四 前二号の規定にかかわらず、産地ごとの原材料に占める重量の割合の順序が変動する指定米穀等にあつては、一般消費者に産地を誤認させない限りにおいて、過去の一定期間における当該指定米穀等についての産地ごとの原材料に占める重量の割合の実績に基づいて、原材料に占める重量の割合の多いものから順に産地を記録することができる。この場合には、過去の一定期間における実績に基づいて記録した旨を付記しなければならない。

五 指定米穀等（米穀並びに次号及び第七号に掲げるものを除く。）にあつては、記録された産地が当該指定米穀等の原材料である米穀の産地である旨が分かるように記録すること。

六 米穀等の産地情報の伝達に関する命令（平成二十一年内閣府令・財務省令・農林水産省令第一号）第一条第一号に掲げる指定米穀等にあつては、記録された産地が当該指定米穀等の原産地である旨が分かるように記録すること。

七 米穀等の産地情報の伝達に関する命令第二条第二号に掲げる指定米穀等にあつては、記録された産地がその原材料である同



2 米穀事業者が他の米穀事業者に委託をして指定米穀等の譲渡しをする場合における指定米穀等の譲渡しの委託をする米穀事業者についての前項の規定の適用については、同項中「譲渡し」とあるのは、「譲渡しの委託」とする。

(搬出、搬入等の記録の作成)

第五条 米穀事業者は、米穀等について搬出、搬入、廃棄又は亡失をしたときは、第三条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定により当該行為について記録を作成しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その名称、数量、年月日(亡失をした場合であつてその年月日が明らかでないときは、時期)、搬出及び搬入をした場所(他の米穀事業者との間で搬出入をしたときは、相手方の氏名又は名称及び搬出又は搬入をした場所)その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、少量の米穀等について廃棄又は亡失をした場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

(搬出、搬入等の記録の作成方法)  
第四条 第一条の規定は、法第五条の規定による記録の作成について準用する。

(搬出、搬入等の記録の記録事項)

第五条 法第五条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、記録が分類又は整理されており、当該事項が明らかである場合にあつては、第四号及び第六号に掲げる事項に関する記録を作成することを要しない。

- 一 搬出、搬入、廃棄又は亡失をした米穀等の名称
  - 二 搬出、搬入、廃棄又は亡失をした米穀等の数量
  - 三 搬出、搬入、廃棄又は亡失をした年月日(亡失をした場合であつてその年月日が明らかでないときは、時期)
  - 四 搬出又は搬入をした場合(次号に掲げる場合を除く。)(にあつては、搬出又は搬入をした事務所等その他の場所)
  - 五 他の米穀事業者との間で搬出又は搬入をした場合にあつては、搬出又は搬入をした相手方の氏名又は名称及び搬出又は搬入をした事務所等その他の場所(記録が分類又は整理されており、搬出又は搬入をした事務所等その他の場所が明らかであるときは、搬出又は搬入をした相手方の氏名又は名称)
  - 六 廃棄又は亡失をした場合にあつては、廃棄又は亡失をした事務所等その他の場所
  - 七 米穀等を廃棄するため、当該米穀等について、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者に引渡しをした場合にあつては、引渡しをした相手方の氏名又は名称
  - 八 搬出、搬入、廃棄又は亡失をした米穀等が用途限定米穀である場合にあつては、その用途
- 2 第二条第二項及び第四項の規定は、前項の規定による記録の作成について準用する。

(廃棄の記録の作成を要しない場合)

第六条 法第五条ただし書の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 残留する農産物についての検査、品位等についての検査その他の検査を行うため、必要最小限の米穀等について廃棄をした場合(一回の検査につき五キログラム以上の米穀等について廃棄をした場合を除く。)
- 二 一般消費者への販売をした米穀等の売れ残り又は一般消費者



(記録の保存)

第六条 米穀事業者は、第三条第一項及び前条の規定による記録を、当該記録を作成した日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

(米穀事業者の努力)

第七条 米穀事業者は、第三条第一項及び第五条の規定による記録のほか、米穀等に関し、保管の時の温度及び湿度、残留する農薬又は品位等についての検査を行った場合における当該検査の結果その他の食品としての安全性を欠くものの流通の防止、表示の適正化又は適正かつ円滑な流通の確保に資する事項に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

(一般消費者に対する産地情報の伝達)

第八条 米穀事業者(他の米穀事業者に委託をして指定米穀等の販売又は提供をする場合における当該委託をする米穀事業者を除く。)は、指定米穀等について一般消費者への販売又は提供をするときは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第十九条の十三第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準又は酒税の保全及び酒類組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)第八十六条の六第一項の規定により定められた酒類の表示の基準に従って当該指定米穀等の産地を表示しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その包装又は容器への表示その他の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該一般消費者に伝達しなければならない。

2 前項の場合において、米穀事業者が販売又は提供をする指定米穀等について、その産地の情報を一般消費者が知ることができるようにする措置として主務省令で定めるものがとられている場合

への提供をした米穀等の食べ残しについて廃棄をした場合

(記録の保存期間)

第七条 法第六条の主務省令で定める期間は、三年間とする。ただし、次の各号に掲げる米穀等にあつては、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 品質が急速に変化しやすく加工又は製造後速やかに消費すべき米穀等 三月間
- 二 記録を作成した日から賞味期限(定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。)までの期間が三年を超える米穀等 五年間

(一般消費者に対する産地情報の伝達方法)

第三条 法第八条第一項の規定による産地の伝達は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 指定米穀等の包装又は容器の表示(一)箇所にその産地を明確に表示する方法
  - 二 店舗その他の指定米穀等の販売又は提供をする場所にあるメニュー、冊子、リーフレットその他の一般消費者の目に付きやすいものにその産地を明確に表示する方法
  - 三 店舗内又は店舗の入口付近の一般消費者の目に付きやすい場所にその産地を明確に表示する方法
  - 四 通信販売(不特定かつ多数の者に指定米穀等の内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを授けて当該提示した条件に従って行う指定米穀等の販売をいう。)(をを行う場合において、(一)店に当該指定米穀等の販売の条件について広告するものの限る。(二)のいずれか)の箇所にその産地を明確に表示する方法
- 2 前条第一項、第二項及び第四項の規定は、法第八条第一項の規定による産地の伝達について準用する。

(産地の情報を一般消費者が知ることができるようにする措置) 第四条 法第八条第一項の主務省令で定める措置は、次の表の上欄

であつて、当該米穀事業者が、主務省令で定めるところにより、当該情報を知ることができる方法を当該一般消費者に伝達したときは、当該米穀事業者は、同項の規定による伝達をしたものとみなす。

3 前二項の規定は、主務省令で定める規模その他の要件に該当する米穀事業者が指定米穀等（料理、酒類その他の主務省令で定めるものに限る。）について一般消費者への提供をする場合については、適用しない。

（勸告及び命令）

第九条 主務大臣は、米穀事業者が前条第一項の規定を遵守していないと認めるときは、当該米穀事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勸告をすることができる。

当該米穀事業者が、同項の規定を遵守していないと認めるときは、当該米穀事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勸告をすることができる。

<p>当該米穀事業者が、同項の規定を遵守していないと認めるときは、当該米穀事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勸告をすることができる。</p>	<p>当該米穀事業者が、同項の規定を遵守していないと認めるときは、当該米穀事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勸告をすることができる。</p>
<p>当該米穀事業者が、同項の規定を遵守していないと認めるときは、当該米穀事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勸告をすることができる。</p>	<p>当該米穀事業者が、同項の規定を遵守していないと認めるときは、当該米穀事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勸告をすることができる。</p>
<p>当該米穀事業者が、同項の規定を遵守していないと認めるときは、当該米穀事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勸告をすることができる。</p>	<p>当該米穀事業者が、同項の規定を遵守していないと認めるときは、当該米穀事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勸告をすることができる。</p>

（一般消費者に対する産地情報の伝達の適用除外）  
 第五十条 法第八条第三項の主務省令で定める要件は、指定米穀等の提供の事業を行うことについては、適用しない。  
 2 法第八条第三項の主務省令で定める指定米穀等は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令（平成二十一年政令第146号）第一條第五号に掲げられているもののほか、指定米穀等である。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた米穀事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該米穀事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、米穀事業者若しくは米穀等の運送業者若しくは倉庫業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業場、店舗、倉庫、船舶、車両その他米穀等の販売、輸入、加工、製造、提供、輸送若しくは保管の業務に関する場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第十一条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係る事項については、財務大臣とする。

一 第九条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令並びに前条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査(第四条、第八条又は第九条の規定を施行するために行うものに限る。)に関する事項 内閣総理大臣及び農林水産大臣

二 前条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査(前号に掲げるものを除く。)に関する事項 農林水産大臣

2 第九条第一項及び前条第一項の規定による主務大臣の権限は、前項本文(第一号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、内閣総理大臣又は農林水産大臣がそれぞれ単独で行使することを妨

(身分を示す証明書の様式)  
第八条 法第十条第一項の立入検査(法第十一条第一項第二号に規定するものに限る。)をする場合における法第十条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(身分を示す証明書の様式)

第十条 法第十条第一項の立入検査(法第十一条第一項第一号に規定するものに限る。)をする場合における法第十条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。  
2 米穀等の取引等に係る情報の記録に関する法令別記様式による職員の身分を示す証明書は、前項に規定する証明書とみなす。

けない。

3 次の各号に掲げる大臣は、前項の規定により単独で第九条第一項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、その勧告の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 農林水産大臣

二 農林水産大臣 内閣総理大臣

4 前項各号に掲げる大臣は、第二項の規定により前条第一項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

5 次の各号に掲げる大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、それぞれ当該各号に定める大臣に対し、前条第一項の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

一 内閣総理大臣又は農林水産大臣 財務大臣

二 財務大臣 内閣総理大臣又は農林水産大臣

6 前項の規定により要請を受けた大臣は、当該要請を受けて講じた措置を、内閣総理大臣又は農林水産大臣の要請を受けて講じたものにあつては内閣総理大臣及び農林水産大臣に、財務大臣の要請を受けて講じたものにあつては財務大臣に通知するものとする。

7 この法律における主務省令は、内閣府令・農林水産省令・財務省令とする。ただし、第三条第一項、第五条及び第六条に規定する主務省令は、農林水産省令・財務省令とする。

8 内閣総理大臣は、この法律に規定する権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

9 財務大臣は、政令で定めるところにより、この法律に規定する権限の全部又は一部を国税庁長官に委任することができる。

10 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び前項の規定により国税庁長官に委任された権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、これを地方支分部局の長に委任することができる。

（消費者庁長官に委任されない権限）

第三条 法第十一条第八項の政令で定める権限は、同条第五項に規定する権限とする。

（権限の委任）

第四条 法に規定する財務大臣の権限（法第十一条第五項に規定するものを除く。）は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

第五条 法に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一 法第九条第一項の規定による勧告（米穀事業者であつて、その主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるものに関するもの（第七条第一項本文の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものを除く。）に限る。） 当該地方農政局の長

二 法第九条第一項の規定による前号に定める地方農政局長の勧告（第七条第一項本文の規定により同項第一号に定める都道府県知事がした勧告を含む。）に係る法第九条第二項の規定によ

る命令（米穀事業者であつて、その主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるものに関するもの（第七条第一項本文の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものを除く。）に限る。） 当該地方農政局の長

三 法第十条第一項の規定による米穀事業者又は米穀等の運送業者若しくは倉庫業者（以下「米穀事業者等」という。）に対する報告の徴収 当該米穀事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

四 法第十条第一項の規定による米穀事業者等に関する立入検査 当該立入検査に係る場所の所在地を管轄する地方農政局長

第六条 第四条の規定により国税庁長官に委任された権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任する。ただし、国税庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

一 法第九条第一項の規定による勧告（米穀事業者であつて、その主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の国税局（沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域内のみにあるものに関するものに限る。） 当該国税局長

二 法第九条第一項の規定による前号に定める国税局長の勧告に係る同条第二項の規定による命令（米穀事業者であつて、その主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の国税局の管轄区域内のみにあるものに限る。） 当該国税局長

三 法第十条第一項の規定による米穀事業者等に対する報告の徴収 当該米穀事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長（沖縄国税事務所長を含む。次号において同じ。）

四 法第十条第一項の規定による米穀事業者等に関する立入検査 当該立入検査に係る場所の所在地を管轄する国税局長又は税務署長

（都道府県が処理する事務）

11 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第八項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第七条 法に規定する農林水産大臣の権限及び法第十一条第八項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。ただし、第三号及び第四号に掲げる事務（米穀事業者であつて、その主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるもの（以下「地域米穀事業者」という。）が行う米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るもの）にあつては、法の目的を達成するため特に必要があると認められる場合におけるものに限る。）については、消費者庁長官又は農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第九条第一項の規定による勧告（地域米穀事業者に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事

- 二 法第九条第一項の規定による前号に定める都道府県知事の報告に係る同条第二項の規定による命令（地域米穀事業者に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県知事
- 三 法第十条第一項の規定による米穀事業者等に対する報告の徴収に関する事務 当該米穀事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
- 四 法第十条第一項の規定による米穀事業者等に関する立入検査に関する事務 当該立入検査に係る場所の所在地を管轄する都道府県知事
- 2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る内閣総理大臣又は農林水産大臣に関する規定（法第十一条第三項及び第四項の規定を除く。）は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第一号又は第二号に掲げる事務を行った場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その内容を消費者庁長官及び農林水産大臣に報告しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第三号又は第四号に掲げる事務（同項第一号又は第二号に掲げる事務に係るものを除く。）を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に（当該事務が法第四条、第八条又は第九条の規定の施行に関するものである場合にあつては、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を消費者庁長官及び農林水産大臣に）報告しなければならない。

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第七条第三項及び第四項の規定に基づく都道府県知事の報告に関する命令  
（平成二十一年十一月五日）

- 1 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令（以下「令」という。）第七条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。
  - 一 勸告又は命令をした米穀事業者の氏名又は名称及び住所
  - 二 勸告又は命令をした年月日
  - 三 勸告又は命令に係る指定米穀等の種類
  - 四 勸告又は命令の内容
  - 五 その他参考となるべき事項
- 2 令第七条第四項の規定による報告（法第四条、第八条又は第九条の規定の施行に関するものに限る。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。
  - 一 報告を求め、又は立入検査を行った米穀事業者又は米穀等の運送業者若しくは倉庫業者の氏名又は名称及び住所
  - 二 報告を求め、又は立入検査を行った年月日
  - 三 報告の徴収又は立入検査に係る指定米穀等の種類
  - 四 報告の徴収又は立入検査の結果
  - 五 その他参考となるべき事項

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第七条第四項の規定に基づく都道府県知事の報告に関する省令

（平成二十一年十一月五日）  
（農林水産省令第六十一号）

(罰則)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項又は第五条の規定に違反して記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者
- 二 第四条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して伝達をせず、又は虚偽の伝達をした者
- 三 第六条の規定に違反した者
- 四 第九条第二項の規定による命令に違反した者
- 五 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

- 5 消費者庁長官又は農林水産大臣は、地域米穀事業者について法第十条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査を行った結果、当該地域米穀事業者が法第八条第一項の規定を遵守しておらず、又は正当な理由がなくて法第九条第一項の規定による報告に係る措置(第一項本文の規定により同項第一号に定める都道府県知事がした報告に係るものに限る。)をとっていないと認めるときは、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。
- 6 第一項の場合において、消費者庁長官若しくは農林水産大臣又は都道府県知事が同項第三号又は第四号に掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

- 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報等の伝達に関する法律施行令第七条第四項の規定による報告(法第四条、第八条又は第九条の規定の施行に関するものを除く。)は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。
- 一 報告を求め、又は立入検査を行った米穀事業者又は米穀等の運送業者若しくは倉庫業者の氏名又は名称及び住所
  - 二 報告を求め、又は立入検査を行った年月日
  - 三 報告の徴収又は立入検査に係る米穀等の種類
  - 四 報告の徴収又は立入検査の結果
  - 五 その他参考となるべき事項

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条及び第五条第二項の規定 公布の日

二 第二条第三項及び第四項、第四条、第八条、第九条、第十二条第二号及び第四号、次条並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行前に国内において譲渡し(譲渡しの委託を含む。)をされた米穀等及び当該米穀等を原材料とする飲食料品であつて、指定米穀等であるものについては、指定米穀等でない米穀等とみなして、この法律の規定を適用する。

第三条 この法律の施行の日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第三条第一項並びに第十一条第五項及び第六項の規定の適用については、第三条第一項中「名称(指定米穀等にあつては、その名称及び産地)」とあるのは、「名称」と、第十一条第五項及び第六項中「内閣総理大臣又は農林水産大臣」とあり、並びに同項中「内閣総理大臣及び農林水産大臣」とあるのは、「農林水産大臣」とする。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に規定するもののほか、国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図る観点から、飲食料品について、この法律の実施状況を踏まえつつ、速やかに、仕入先、仕入日、販売先、販売日等の取引等に係る基礎的な情報についての記録の作成及び保存並びに緊急時における国等への情報提供を義務付けることについて検討を加えるとともに、加工食品について、速やかに、その主要な原材料の原産地表示を義務付けることについて検討を加え、必要があると認め

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行期日を定める政令

(平成二十一年十一月五日)  
(政令第二百六十号)

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行期日は平成二十二年十月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二十三年七月一日とする。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十二年十月一日)から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第六条(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第七条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第三項及び第五項並びに附則第四条の規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年七月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の日から前条ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における第七条第一項、第二項、第四項及び第六項の規定の適用については、同条第一項中「農林水産大臣の権限及び法第十一条第八項の規定により消費者庁長官に委任された権限」とあるのは、「農林水産大臣の権限」と、同項ただし書中「消費者庁長官又は農林水産大臣」とあり、及び同条第二項中「内閣総理大臣又は農林水産大臣」とあるのは、「農林水産大臣」と、同条第四項中「同項第三号又は第四号に掲げる事務(同項第一号又は第二号に掲げる事務に係るものを除く。)」とあるのは「同項第三号又は第四号に掲げる事務」と、「農林水産大臣に(当該事務が法第四条、第八条又は第九条の規定の施行に関するものである場合にあつては、内閣府令・農林水産省令で定めるところによる。その結果を消費者庁長官及び農林水産大臣に)」とあるのは、「農林水産大臣」と、同条第六項中「消費者庁長官若しくは農林水産大臣」とあるのは、「農林水産大臣」とする。

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)  
第三条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百十六号)の一部を次のように改正する。  
第四百二十二号の次に次の一号を加える。

附則

この省令は、法の施行の日(平成二十二年十月一日)から施行する。ただし、第二条第一項(第二号に係る部分に限る。)、及び第三項の規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年七月一日)から施行する。

附則

この命令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年七月一日)から施行する。

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第七条第四項の規定に基づく都道府県知事の報告に関する省令

(平成二十一年十一月五日)  
(農林水産省令第六十一号)

附則

この省令は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)の施行の日(平成二十二年十月一日)から施行する。

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第七条第三項及び第四項の規定に基づく都道府県知事の報告に関する命令

(平成二十一年十一月五日)  
(内閣府令・農林水産省令第十一号)

附則

この命令は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年七月一日)から施行する。



ときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)

第六条 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)の施行に関する事務のうち同法第二条第三項に規定する指定米穀等の産地の伝達(酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものを除く。)に関する事。

四百二十二の二 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)

(消費者庁組織令の一部改正)

第四条 消費者庁組織令(平成二十一年政令第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条に次の一号を加える。

五 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)の施行に関する事務のうち同法第二条第三項に規定する指定米穀等の産地の伝達(酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものを除く。)に関する事。

# 米トレーサビリティ制度 Q & A ～ 基本編 ～

平成 2 1 年 1 2 月

**農林水産省**

## 米トレーサビリティ制度Q & A 目次

- (問1) 米トレーサビリティ法の目的はどのようなものですか。
- (問2) 米トレーサビリティ法の概要はどのようなものですか。
- (問3) 米トレーサビリティ法に基づく産地情報の伝達と、JAS法、食品衛生法(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令を含む。)、景品表示法、不正競争防止法との関係はどのようになっていますか。
- (問4) 米トレーサビリティ法でいう「米穀等」とはどのようなものですか。
- (問5) 米トレーサビリティ法でいう「米穀事業者」とはどのような事業者ですか。
- (問6) 米トレーサビリティ法でいう「指定米穀等」とはどのようなものですか。
- (問7) 米トレーサビリティ法では、どうして記録を作成する必要があるのですか。
- (問8) 取引等の記録はどのような場合に作成しなければならないのか。
- (問9) 取引等の記録にはどのような項目が必要ですか。
- (問10) 縁故米も取引等の記録を作成する必要がありますか。
- (問11) 搬出、搬入等の記録はどのような場合に作成をしなければなりませんか。
- (問12) 搬出、搬入等の記録にはどのような項目が必要ですか。
- (問13) 記録の保存はどれ位の期間必要ですか。
- (問14) 取引等の記録、搬出、搬入等の記録の作成の際に、入荷したものと出荷したものととの対応関係が分かるようにする旨の努力義務が規定されていますがどのような内容ですか。
- (問15) 事業者間の取引についても産地情報の伝達が、どうして必要なのですか。
- (問16) 事業者間における産地情報の伝達の方法にはどのようなものがありますか。
- (問17) 指定米穀等の産地情報の伝達の「産地」については、どのように表記すればよいのですか。
- (問18) 業務用加工食品と業務用生鮮食品についても産地情報の伝達の義務がかかりますか。
- (問19) 指定米穀等についてはばら売りをする対面販売などの場合であっても、産地情報の伝達をする必要はありますか。
- (問20) 輸入品の場合、例えば「カリフォルニア産」等と国名を省略した形で記載することはできますか。
- (問21) 一般消費者に対する産地情報の伝達の方法にはどのようなものがありますか。
- (問22) 米トレーサビリティ法に違反した場合の罰則はどのような内容ですか。
- (問23) 事業者間の産地情報の伝達違反が直罰となっているのに対し、一般消費者に対する産地情報の伝達違反については勧告・命令の措置がとられているのはなぜですか。
- (問24) 米トレーサビリティ制度はいつから施行されますか。

- (問25) 平成22年10月1日の施行日の前後に米穀等を取引した場合の記録の作成、保存の義務はどのようになりますか。
- (問26) 平成23年7月1日の施行日の前後に指定米穀等を取引した場合の事業者間の産地情報の伝達、一般消費者への産地情報伝達の義務はどのようになりますか。
- (問27) 米トレーサビリティ法について、詳細にわかる資料はホームページで見ることができますか。また、質問、相談はどのような機関に対して行えばよいのですか。

(問1) 米トレーサビリティ法の目的はどのようなものですか。

(答)

この法律は、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的としています。

(問2) 米トレーサビリティ法の概要はどのようなものですか。

(答)

米トレーサビリティ法は大きく2つの内容から構成されています。一つはトレーサビリティの確保のため、米穀等(米や米加工品)を取引したとき等にその内容について記録を作成・保存すること、もう一つは、消費者が産地情報を入手できるように指定米穀等(米穀等から非食用のものを除いたもの)を取引する際にその米穀自体や原料に用いられている米穀の産地を相手に伝達することです。

(問3) 米トレーサビリティ法に基づく産地情報の伝達と、JAS法、食品衛生法(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令を含む。)景品表示法、不正競争防止法との関係はどのようになっていますか。

(答)

米トレーサビリティ法では、指定米穀等(米穀、もち、だんご等)の事業者間取引、一般消費者への販売・提供について産地情報伝達を義務付けています。この一般消費者への販売における産地情報の伝達は、JAS法においても玄米、精米、もちについて同様に義務付けを行っていることから、JAS法により産地を表示しなければならない場合は米トレーサビリティ法の適用を除外するという調整規定が置かれています。

景品表示法は事業者に対して消費者を誤認させる不当な表示を禁止しており、米トレーサビリティ法の産地情報の伝達の対象、対象外に関わらず、産地の偽装等に対し適用されます。

また、不正競争防止法は虚偽表示などの不正な行為や不法行為が行われることにより、他の事業者が不利益を被らないようにする法律であり、米トレーサビリティー法の産地情報伝達の対象、対象外に関わらず、商品、その広告・取引用の書類・通信に、原産地等の誤認をさせる表示を使用する行為等が禁止されています。

なお、食品衛生法には原料の産地表示義務に関する規定はありません。

(問4) 米トレーサビリティー法でいう「米穀等」とはどのようなものですか。

(答)

トレーサビリティーの対象となる「米穀等」については、米穀(もみ、玄米、精米、砕米)のほか、以下の飲食料品が対象となります。

主要食糧に該当するもの

米粉、米穀をひき割りしたもの、ミール、米粉調整品(もち粉調整品を含む)、米菓生地、米こうじ等

米飯類

各種弁当、各種おにぎり、ライスバーガー、赤飯、おこわ、米飯を調理したもの、包装米飯、発芽玄米、乾燥米飯類等の米飯類(いずれも、冷凍食品、レトルト食品及び缶詰類を含む。)

(注)米飯類については、いわゆる「白めし」として一般消費者に提供されるもののほか、おかゆ、寿司、チャーハン、オムライス、カレーライス、ドリアなどご飯として提供される料理が対象となります。

もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

(問5) 米トレーサビリティー法でいう「米穀事業者」とはどのような事業者ですか。

(答)

1 米穀事業者は「米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者」とされており、生産者、製造業者、流通業者、小売業者、外食業者など、米穀等を取扱う幅広い事業者が対象となります。

2 「事業を行う者」かどうかについては、「販売、輸入、加工、製造又は提供」を反復継続的に行っているかどうかによって判断されるものであり、当該行為を1日程

度行っていたとしても、「事業を行う者」には含まれません。

ただし、連続して行わなくても年間を通じて当該行為を行うような場合には、「事業を行う者」に含まれます。

- 3 なお、病院、学校、老人ホーム、刑務所等における給食に使用された米飯の原料米の産地情報の伝達については、一般消費者に対する提供ではないため不要です（ただし、当該施設内であっても、一般消費者も利用できる食堂等においては産地情報の伝達が必要）。いずれの場合であっても、米穀事業者として米穀等を仕入れた場合の記録の作成の義務は発生します。

（問6）米トレーサビリティ法でいう「指定米穀等」とはどのようなものですか。

（答）

「指定米穀等」は、問4に掲げた「米穀等」と同様の品目としていますが、飼料用、バイオエタノール原料用等の非食用に供されるものを除くこととしています。

（問7）米トレーサビリティ法では、どうして記録を作成する必要があるのですか。

（答）

米穀等に関し、事故等が発生した際に、保存された記録を基に流通ルートを特定することにより、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするために、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けています。

（問8）取引等の記録はどのような場合に作成しなければならないのか。

（答）

- 1 米穀等を他の米穀事業者に譲渡した場合又は譲受けた場合（販売の委託、受託を

含む)に記録の作成が必要になります。

- 2 具体的には、所有権の移転を伴うような取引のほか、生産者が集荷業者に販売を委託した場合等に必要となります(同様に、それぞれ入荷した店舗、受託した側も含まれます。)

(問9) 取引等の記録にはどのような項目が必要ですか。

(答)

米穀等の記録等に係る情報の記録に関する省令(平成21年11月5日財務省令・農林水産省令第1号)第3条第1項に定められているとおり、

名称(取引において通常用いている名称を記載。)

産地(指定米穀等の取引等を行った場合のみ。)

数量(取引において通常用いている単位で記載。)

年月日(搬入又は搬出した日を記載。これにより難しい場合は、受発注をした日等取引をした年月日でも可。)

取引の相手方の氏名、又は名称

譲受けに伴って搬入を行った場合には、搬入をした場所(注1)又譲渡しに伴って搬出を行った場合には、搬出をした場所(注1)

用途限定されている米穀については、その用途(注2)について記録する必要があります。

(注1)・ 農協の倉庫から搬出した場合など、搬出入の場所について引取当事者が把握していない場合には、搬出入を行った他の者の名称(農協)でも可。

又、記録を事業所ごとに整理している場合には、この搬出入の場所の記録は不要。

(注2)・ 用途限定されている米穀とは、食糧法における米穀取扱業者の遵守すべき事項に用途限定米穀として定められている米穀を指し、米穀取扱業者が用途限定米穀を出荷・販売する際には、当該米穀が用途限定米穀であることが明らかとなるよう措置することが、別途、遵守すべき事項として義務付けられている(平成22年4月1日施行)。

(問10) 縁故米も取引等の記録を作成する必要がありますか。

(答)

米トレーサビリティ法で取引等の記録の作成義務を課しているのは、米穀等を他の



米穀事業者に譲渡した場合又は譲受けた場合（販売の委託、受託を含む）ですので、当該取引等の相手先が米穀事業者でない場合には記録の作成義務はありません。

（問11） 搬出、搬入等の記録はどのような場合に作成をしなければなりませんか。

（答）

- 1 米穀等を搬出、搬入等を行った際の記録は、取引等のお金の流れとモノの流れが異なる場合でも流通ルートを特定し、回収等を適切に行うために必要な記録となるため、米トレーサビリティ法第3条の譲渡し、譲受けの記録とは別に、米トレーサビリティ法第5条で記録の義務を課しています。
- 2 具体的には、自社の物流センターから店舗に出荷した場合、セントラルキッチンから店舗に出荷した場合、とう精などの加工を委託した場合、米穀等を廃棄した場合、米穀等を亡失した場合が含まれます。  
（同様に、それぞれ入荷した店舗、受託した側も含みます。）
- 3 ただし、工場と倉庫が併設してある場合などひとまとまりとしての機能を有する同一の敷地内での移動については、記録の必要はありません。

（問12） 搬出、搬入等の記録にはどのような項目が必要ですか。

（答）

米穀等を搬出、搬入等を行った場合には、以下の項目について記録の作成が必要です。ただし、指定米穀等であっても産地の記録は不要です。

名称（取引において通常用いている名称を記載。）

数量（取引において通常用いている単位で記載。）

年月日（亡失をした場合であって、その年月日が明らかでないときは、時期。）

搬入及び搬出をした場所(注1)

取引の相手方の氏名、又は名称

用途限定されている米穀については、その用途(注2)

（注1）・ 農協の倉庫から搬出した場合など、搬出入の場所について引取当事者が把握していない場合には、搬出入を行った他の者の名称（ 農協）でも可。

又、記録を事業所ごとに整理している場合には、この搬出入の場所の記録は不要。

(注2)・ 用途限定されている米穀とは、食糧法における米穀取扱業者の遵守すべき事項に用途限定米穀として定められている米穀を指し、米穀取扱業者が用途限定米穀を出荷・販売する際には、当該米穀が用途限定米穀であることが明らかとなるよう措置することが、別途、遵守すべき事項として義務付けられている（平成22年4月1日施行）。

(問13) 記録の保存はどれ位の期間必要ですか。

(答)

米穀等を他の米穀事業者との間で譲渡し、譲受けを行った際（販売の委託、受託を含む）あるいは搬出、搬入等を行った際の記録は、以下の場合を除き3年間の保存が必要です。

消費期限が付されている商品（仕出し弁当や給食など速やかに消費することを前提としたものを含む）については、3月間

記録を作成した日から賞味期間での期間が3年を超える商品については5年間

(問14) 取引等の記録、搬出、搬入等の記録の作成の際に、入荷したものと出荷したものと対応関係が分かるようにする旨の努力義務が規定されていますがどのような内容ですか。

(答)

- 1 米トレーサビリティ法では、米穀等について問題が生じた際に、事後的に流通ルートを特定できるよう、米穀等について取引等を行った際に記録を作成することとしております。これと併せて、米穀等について表示の適正化等を図ることや米穀等の産地情報の提供を促進するため、指定米穀等について産地情報の伝達を行うこととしております。
- 2 したがって、流通ルートをより正確に特定したり、産地情報の確からしさを担保するためには、飲食料品の製造業者については、入荷した原材料と製造ロット、出荷ロットの関係等、流通業者については、入荷ロットと出荷ロットとの対応関係等が明確になっている必要があります。
- 3 しかしながら、入荷したものと出荷したものと対応付けの困難さや方法が業種

によって大きく異なり、また、同じ加工製造業者でも製造方法等によって大きく実態が異なることから、法令により対応付けの方法を一律に定めるのではなく、努力義務としたところです。

(問15) 事業者間の取引についても産地情報の伝達が、どうして必要なのですか。

(答)

次の米穀事業者が産地情報を記録したり、最終的に一般消費者に対して産地情報を伝えるために、米穀事業者間の産地情報の伝達を行う必要があります。

(問16) 事業者間における産地情報の伝達の方法にはどのようなものがありますか。

(答)

米穀事業者間の産地情報の伝達方法については、商品の容器・包装への記載のほか、取引等の際に交わす伝票、送り状、規格書等への記載が定められています。

(問17) 指定米穀等の産地情報の伝達の「産地」については、どのように表記すればよいのですか。

(答)

1 産地が国内の場合には「国内産」や「国産」と、産地が外国の場合は、その国名で記載することとします。ただし、産地が国内の場合には都道府県名、市町村名や一般的に知られた地名でもかまいません。

2 産地が2以上ある場合にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載することとします。

産地が3以上ある場合にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に2以上記載し、その他の原産地を「その他」と記載することができることとします。この場合、国産の原材料と外国産の原材料を混合している場合には、国レベルでカウントすることとし、3か国以上のものを混合した場合には「その他」と記載

できます。

- 3 2の場合において、原料米の産地が特定できていても、原材料の産地ごとの原材料に占める重量の割合の順序が変動するような場合には、一般消費者へ産地を誤認させない限りにおいて、過去の一定期間の使用割合の実績に基づいて産地の順番を記載できることとします。この場合、「 の産地は、当社における昨年度の取扱実績の多い順に記載しています。」等の注意書きを添えることが必要です。

(注)ただし、当該商品に実際に使用していない産地を過去の実績として記載することは、優良誤認を招くおそれがあるため、過去の実績による記載をする場合でも、実際に使用している産地を記載することが必要です。

- 4 外国で加工製造された場合であっても、原則として原料米の産地を記載することとなりますが、加工品（製品、半製品）で輸入された場合でその原料米の産地が明らかでないときは、当該加工品そのものの原産国（加工、製造をした国名）を記載することとします。

この場合には、記載された産地がその原料米の産地でなく、加工品そのものの原産国であることが分かるようにすることが必要です。

（問18） 業務用加工食品と業務用生鮮食品についても産地情報の伝達の義務がかかりますか。

（答）

- 1 米トレーサビリティ法では、指定米穀等を他の米穀事業者との間で譲受け、譲渡しをした場合に取引等の記録として産地の記録を義務付けているほか、一般消費者に指定米穀等を販売・提供する場合に産地情報の伝達を義務付けております。
- 2 したがって、業務用加工食品、業務用生鮮食品であっても、譲渡先の米穀事業者が米トレーサビリティ法上の義務を適切に果たすために、産地情報の伝達が必要となります。

(問19) 指定米穀等についてはばら売りをする対面販売などの場合であっても、産地情報の伝達をする必要はありますか。

(答)

- 1 指定米穀等を他の米穀事業者に譲渡した際(販売の委託を含む。)の産地情報伝達、あるいは、指定米穀等を一般消費者に販売・提供した際の産地情報の伝達は、ばら売りをする対面販売などJAS法や食品衛生法において表示の義務を課していない場合であっても、産地情報の伝達を行う必要があります。
- 2 一方、外食店などで料理等として指定米穀等を提供する場合には、米飯類以外のものについては産地情報の伝達は不要です。

(問20) 輸入品の場合、例えば「カリフォルニア産」等と国名を省略した形で記載することはできますか。

(答)

指定米穀等の産地が外国産の場合、産地を国単位で書く必要がありますので、国名を省略して州名等のみで記載を行うことはできません。

(問21) 一般消費者に対する産地情報の伝達の方法にはどのようなものがありますか。

(答)

一般消費者に対する産地情報の伝達方法については、商品の容器又は包装に具体的な産地情報を記載。

小売販売店や外食店等の指定米穀等を販売または提供をしている場所において、メニュー、店内配布チラシ、ショップカード等や店内、店の入り口の看板等の一般消費者の目につきやすい場所に具体的な産地情報を記載。

インターネット販売や通信販売の場合には、販売の条件を示すホームページやカタログの見やすい箇所に産地を記載することも可。

商品等にホームページアドレスを記載し、当該ホームページにアクセスすることにより産地情報が入手できるようにする方法も可。この場合、商品パッケージにその旨の記載が必要であるほか、Web上で当該商品の製造年月日やロット番号等と産

地情報との対応関係が把握できるようにする必要があります。

商品等に「お客様相談窓口」を記載し、当該窓口へ照会すれば、産地情報が入手できるようにする方法も可。この場合には、お客様相談窓口において、産地情報を入手できる旨の記載が必要となります。

対面販売や外食店において、店員に対して研修等を通じて対応マニュアルなどにより、消費者の求めに応じて店員が産地情報を伝達することも可。この場合、店内等に「産地情報については、店員にお問い合わせください。」等の掲示が必要となります。

上記及びの仕組みは、産地情報が正しく伝達されているかどうかの検証が可能な仕組みとする必要があるため、この対応を行う事業者は、対応マニュアルを定め、従業員が当該マニュアルに従って適切に対応できるための措置（周知徹底、教育研修）などを講じ、講じた措置の実績を記録しておく必要があります。

（問22）米トレーサビリティ法に違反した場合の罰則はどのような内容ですか。

（答）

- 1 取引等の際に、記録を作成しなかったり、虚偽の記録を作成した場合、定められた期間保存しなかった場合、他の米穀事業者に対して産地情報を伝達しなかった場合、虚偽の伝達をした場合、正当な理由なく報告徴収命令や立入検査を忌避した場合等には、50万円以下の罰金に処することとされています。
- 2 また、一般消費者への産地情報伝達を適切に行わなかった場合、勧告、命令が行われることとなっており、この命令に従わなかった場合に50万円以下の罰金に処することとされています。

（問23）事業者間の産地情報の伝達違反が直罰となっているのに対し、一般消費者に対する産地情報の伝達違反については勧告・命令の措置がとられているのはなぜですか。

（答）

- 1 米トレーサビリティ法は、米穀事業者が指定米穀等の取引等を行った場合には、産地情報を含む必要項目について記録の作成、保存の義務が課されており、トレーサビリティの確保のため、この記録の作成、保存の義務は直罰規定となっています。

このため、次の米穀事業者が適切に産地情報を記録するためには、他の米穀事業者  
に指定米穀等を譲り渡す際の産地情報の伝達についても適切に行う必要があるとい  
うことで、これについても直罰規定としています。

- 2 なお、一般消費者への産地情報の伝達については、新しい制度であり、幅広い事  
業者に取り組んでいただく必要がある仕組みであることも考慮し、まずは事業者の  
自主的な取組により改善を促すという考え方にに基づき、勧告、命令というステップ  
を踏むこととしています。

(問24) 米トレーサビリティ制度はいつから施行されますか。

(答)

取引等の記録の作成、保存(トレーサビリティ)については、平成22年10月1  
日、産地情報の伝達については、平成23年7月1日に施行されます。

(問25) 平成22年10月1日の施行日の前後に米穀等を取引した場  
合の記録の作成、保存の義務はどのようになりますか。

(答)

記録の項目として、年月日がありますが、この期日が平成22年10月1日となる  
ものから、取引等の記録の作成、保存が義務となります。

(問26) 平成23年7月1日の施行日の前後に指定米穀等を取引した  
場合の事業者間の産地情報の伝達、一般消費者への産地情報の  
伝達の義務はどのようになりますか。

(答)

- 1 平成23年7月1日以前に 国内の生産者から出荷された米穀、 国内で取引さ  
れた輸入米穀等、 、 を用いた加工品については米穀等の産地情報を伝達する  
義務は免除されますので、施行日である平成23年7月1日以降に取引等を行った  
すべての指定米穀等について、必ずしも産地情報の伝達義務が生じるわけではあり  
ません(産地の記録義務についても同様。)

2 したがって、平成23年7月1日以降であっても、産地情報の伝達の義務が発生しない指定米穀等（指定米穀等ではないものとしてみなされる指定米穀等）が当面の間流通することとなります。

（問27）米トレーサビリティ法について、詳細にわかる資料はホームページで見ることができますか。また、質問、相談はどのような機関に対して行えばよいのですか。

（答）

米トレーサビリティ法については、農林水産省HPで情報提供していくこととしております。また、質問、相談につきましては、最寄の地方農政局、地方農政事務所食糧部計画課までお願いいたします。

< 農林水産省HP >

ホーム > 食料 > 米と麦 > 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律及び関連政省令等

URL : [http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome\\_toresa/index.html](http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html)



添付資料 3

# 米穀等取引記録簿（例示）

自 平成 22 年 10 月 1 日  
至 平成 年 月 日

（ 根拠法令：米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年 4 月 24 日法律第 26 号）  
記録対象：①米穀等（もみ、玄米、精米、碎米）②米飯類（米飯を調理したもの）③もち、米菓、みりん等  
保存期間：通常 3 年間（消費期限が付されている商品については 3 月） ）

法人名 \_\_\_\_\_

施設名 \_\_\_\_\_

品 名	産 地	数 量	単 位	仕入年月日	仕入先業者名	保管場所	使用終了日	備考
(記載例) 白米 あきたこまち	秋田県	10	kg	22. 10. 1	〇〇米穀店	調理室	22. 10. 25	
				. .			. .	
				. .			. .	
				. .			. .	
				. .			. .	
				. .			. .	

				.	.			.	.	
				.	.			.	.	
				.	.			.	.	
				.	.			.	.	
				.	.			.	.	
				.	.			.	.	
				.	.			.	.	
				.	.			.	.	
				.	.			.	.	
				.	.			.	.	
				.	.			.	.	
				.	.			.	.	
				.	.			.	.	
				.	.			.	.	
				.	.			.	.	
				.	.			.	.	